

提言案（修正案021129版）に対する委員からの意見（少数意見：注）（12/10受まで）

注：提言（案）（修正案021129版）については現在、委員の皆様には12/25締め切りで「どうしても納得がいかず、少数意見としてでも付記してほしい」という意見の提出をお願いしております。

目次	頁	行数	意見および理由 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名	所 属		
				(敬称略)	委員会	部会	WG
2 - 4 河川利用の現状と課題							
	p.2-6	18	<p>また、川の自然を愛し、川にやすらぎを求め、川の景観を楽しむといった昔からの風潮・習慣はいまも衰えていない。川との関わりは今も人の心を豊かにしている。</p> <p><理由> 「風潮・習慣」というより、もう少し内在的な行動であり、次節の「川と人との関わり」の語を説明づけるために「関わり」をここに挿入した。</p>	畑		猪	
3 - 2 新たな河川環境の理念							
	p.3-3	8	<p>一般に「環境」を考えると、環境の主体として個人や社会を中心に考えることが多いが、人以外の生命体にも生息する権利があるうえ生態系の中で明確に位置づけられ、それらは食物連鎖を通じて自然界での物質循環やエネルギー変換に関わり、</p> <p><理由> 「権利」とか義務は、やはり人間社会での関係用語であり、人以外の生物への使用には違和感がある。</p>	畑		猪	
	p.3-3	13	<p>一方、人が生存し、あるいは生存するための活動も、大気、海洋、河川、森林、土壌などの「環境容量」を越えては成り立たない成立が難しくなる。生態学では、陸域や水域など一定の空間で生活する生物集団と非生物的自然環境との間で形成される自然のシステムを「生態系」という。生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるのであり、健全な生態系なくして人類の未来はない。</p> <p><理由> 環境容量を越え、健全でなくなった生態系の下で、あえぎながらも生存している実態があり、表現を少し変える必要がある。</p>	畑		猪	
3 - 3 新たな治水の理念							
	p.3-5	8	<p>これまでの河川整備では、「水害の輪廻」であるかのように、大洪水が発生すると呼ぶべきほどに整備後も大洪水が繰り返され、そのたびに整備水準を上げてきているが、現時点での整備計画を達成するにはさらにだけでも長期の年月と莫大な経費を要するうえ、治水を目的とした整備の進捗が被害ポテンシャルを増大させるという本来の意図に反した問題を生じさせている。</p> <p><理由> このままでは整備水準を上げることが「水害の輪廻」と解されること、また、整備水準の引上げを繰り返す中での「現在の」がどの整備段階での話なのか分かりにくいことについて、修正を加えた。</p>	畑		猪	

目次	頁	行数	意見および理由 (追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	委員名 (敬称略)	所 属		
					委員会	部会	WG
4			新たな河川整備計画のあり方				
4 - 1			河川整備計画に関する基本事項				
(1)			計画策定の視点				
1)			統合的な水資源管理				
p.4-1		5	<p>住民や利害関係者も参加する統合的な水資源管理は、持続可能な社会の形成という国際理念の観点から世界共通の理念を実現するためにも、国の経済・社会政策全体の枠内に組み入れることが最重要である。水は生態系に不可欠な要素一部であり、また天然資源、さらには社会的・経済的財産であるとする考え方に基づいて、水系の側面と流域の側面を統合すべきである。</p> <p><理由> 「国の経済・社会政策の枠内に組み入れることが最重要とする」基本的な考え方だけに、本委員会が主張する参加型の計画・管理の思想をここでも明確に表記しておく必要がある。「統合的な水資源管理」だけでは、上からの管理、トップダウンの管理という後ろ向きのイメージがつかまとう。</p>	畑		猪	
<持続可能な視点による検討>							
p.4-1		15	<p>河川の(または水資源の)持続可能な河川を利用に向けての整備するという国際的理念に基づいて、長期的な影響を考慮した河川のあり方を検討すべきである。</p> <p><理由> 河川そのものは本来持続的であり、その利活用を持続的なものにすることが今後の河川整備の目的の一つとなる。 国際的理念 理念</p>	畑		猪	
4)			文化・地場産業・伝統を継承・育成できる川づくり				
p.4-2		11	<p>水害や事故など突如として人々を襲う水災に対する畏敬の念を何とか防いでほしいとの人々の願いの現れでもあった。しかし、経済や効率があくらの価値観の中心になるにつれて、このような現象真摯な気持ちが徐々に失われ、それとともに川と一体のくらしぶり、美しい風景、日がな一日川で遊ぶ子供の姿、豊かな漁獲に裏づけられた食文化などが失われた。</p> <p><理由> 水害や事故への畏敬の念というのは？ 災害から逃れたいという強い願望は水神や神社の神仏にすがることに向かう。</p>	畑		猪	
4 - 3			治水計画のあり方				
(1)			超過洪水を考慮した治水計画				
1)			河川対応				
p.4-10		下から6行目	<p>新たな素材・工法の導入に際しては、強度・耐久性・耐震性などの構造物としての機能のほか、地下水・生態系・景観等に与える影響について慎重に検討する必要がある。河川対応では、多くの破堤危険区間から、どのように整備区間の順序付けを行うか、その計画決定手法が大変重要である。被災回数が多い各地域にとっては、それぞれ緊急を要する問題であり、整備着手河川区間については、被災の危険度、予想被害規模、河川環境への影響等を基に、後述の住民参加のプロセスに従って、利害関係者の理解を得た計画とすべきである。</p> <p><理由> 新規格の堤防は予算規模の大きな事業であり、多くの候補整備区間の中から選定して、大変長期にわたって順次工事を進めていかざるを得ない。どのように着工区間が選定されるかは、利害関係者にとっては正に死活問題である。本委員会が主張する参加型のプロセスを得て、より透明な形で決定が重要であり、その方式については河川整備計画でも根幹的事項の一つと言える。</p>	畑		猪	

目次	頁	行数	意見および理由	委員名 所 属			
				(敬称略)	委員会	部会	WG
2) 流域対応							
	p.4-11	3	<p>これまでの河川整備では、万一の場合、どこで破堤するかはまったく不定であるとされている。しかし、今後の計画においては科学的予知技術の適用により各河川区間における破堤の危険度を明示して、治水安全度を低下させる非計画的土地開発を極力抑制し、水害の再発を予防する必要がある。全体としての被害をできるだけ少なくするには、浸水しても被害が少ない地域に洪水氾濫を誘導する霞堤や越流堤の検討も重要である。</p> <p><理由> 河川流量の計算・予測手法が発達してきており、流出モデルを基にして破堤危険箇所の確率表示は既に可能となっている。さらに、最大可能洪水量（PMF）の概略推定も可能の域に近づいており、各河川区間の災害危険度を住民に繰り返し説明することによって、災害危険地域での現今以上の開発を抑制して、水害の連鎖をストップさせることも努力次第では可能になってきている。</p>	畑		猪	
4 - 6 ダムのあり方							
	p.4-17	6	<p>河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。したがって、計画・工事中のものを含め、ダムの建設については次の取り扱いとする。</p> <p><意見> 計画・工事中のダムについての扱いが素案では必ずしも明確ではないので明確にする。</p> <p><理由> 12/5委員会の資料3-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」の<「4-6 ダムのあり方」の主な修正点について> には、 1：計画・工事中のダムについての記述は削除するが、計画・工事中のダムについても「あり方」が適用される、 2：計画・工事中のダムについて、流域委員会が続行か中止かを判断する、 という二つの重要なことがのべられている。 しかし、提言素案本文では、1に反して、「あり方は新規計画のみに適用されるのではないかと誤解される方もおられるのではないかと考える。せっかくなら誤解のない表現にしたい。 また2は、現在の委員会の態勢と能力、また判断にかけることのできる時間を考えると、現実性に疑問がある。この方針で行くのかどうか、いつまでに、どこまでの判断をするのか、判断をするために現在の委員会メンバーおよびその支援態勢で十分なのか等について、検討が必要と考える。</p>	原田		淀	

提言案（修正案021129版）に対する委員からの意見（少数意見以外のご意見）

注：下記ご意見は少数意見として寄せられた意見ではありませんが、関連する意見として寄せられましたので併せて添付しました。

●原田委員（淀川部会）からのご意見（12/8 メール受取）

少数意見としてでも付記してほしい意見のみをのべろということです。ということは、現在あげられているのは「多数意見」であるという理解があるのだと考えます。しかし、そうだとすると、提言素案021129版への委員の意見のくみ上げ方に疑問を感じるころがあります。まず、その点についてのべます。

2-3 利水の現状と課題（P2-5～）について

●対象箇所

淀川水系は他の水系に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から2001年までの84年間に8回の濁水が発生している。しかも、最近の1978年から2001年までの24年間に6回もの濁水が発生するなど、濁水頻発化の傾向が見られる。

<コメント>

12/5委員会資料3-3（021113版に対する委員からのご意見）の中には川上委員と本多委員による琵琶湖総合開発をふまえた改訂案がありながら、2:1で少数意見とも言える西野委員の案が採用されています。ここは、川上委員の案が望ましいと考えます。

■参考

*川上委員からの意見

淀川水系では1918年から1998年までの81年間に7回の濁水が発生しており、最近では1978年から1998年の21年間に5回の濁水が発生しているが、琵琶湖総合開発事業の完成により他の河川に比べて利水安全度は高い。

●対象箇所

現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大に見積もられる傾向があった。

<コメント>

需要予測についても、3名の委員が提案されている「過大である」と言い切った表現ではなく、中村委員の「に見積もられる傾向があった」という「少数意見」が、採用されています。後段p.4-12では、「過大である」としており、ここでも言いきりでよいと考えます。